

# 平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局公務員部公務員課

評 価 年 月 平成19年6月

## 1 政策等

### 政策8

#### 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進

##### （政策の基本目標）

能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体の人事制度の改革を推進するとともに、地方公務員数の抑制・給与の適正化を実現する。

## 2 政策実施の背景・必要性等

### （1）政策実施の背景・必要性

地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき行政運営を行っていくべきものであり、地方分権の進展など地方公共団体を取り巻く環境の変化に対応するため、住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供する担い手である地方公務員制度を改革していくことが求められている。このため、総務省では、地方公共団体の能力・実績重視の人事制度の確立や定員管理、給与の適正化の推進等、地方公務員制度の施策の立案や情報提供を行う等、地方公共団体の人事制度の改革を推進する必要がある。

### （2）主な施策の概要

#### ア 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組が地方公共団体に求められている。

総務省では、能力・実績重視の人事制度の確立の支援については、全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議等において、「地方公務員月報」や総務省ホームページ等の情報提供ツールを紹介する等の方法により評価制度の導入促進を図り、また、任用・勤務形態の多様化の支援については、地方公共団体の任期付採用の状況を調査し、情報提供を行うことにより地方公共団体の取組を支援している。

#### イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等

地方公共団体においては、地方自治の本旨に基づき、行政運営を行っていくべきものであり、中でも定員管理や給与制度は、地方公共団体自らが、地域住民に公表し理解を得る中で、制度運用をしていくことが求められている。そのため、総務省では、地方行革を推進し、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るため、地方公務員数の抑制、給与の適正化を推進している。

## ウ 地方行政を担う人材の育成・確保

地方公共団体が地方分権の推進に対応してその役割を的確に果たし地域の実情に応じた行政を積極的に展開していかなければならない状況にあるが、地方公務員が地域の施策を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくことができるようにするため、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備をし、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進していく必要がある。このため、総務省では、「人材育成基本方針事例集（平成19年3月）」等による情報提供や、人材育成等アドバイザーの派遣などにより、毎年度の実態調査を公表することにより、地方公共団体の取組を支援している。

### (3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
今後の行政改革の方針	平成16年12月24日 閣議決定	<p>8(2)ア(ア)地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進等 地方公務員の定員管理については、・・・社会経済情勢等を踏まえ、更なる定員管理の適正化をより強力に進めるとともに、定員適正化計画の策定・見直しを推進する。</p> <p>地方公務員の給与については、なお一部に見られる不適正な給与制度・運用について、業務の性格や内容を踏まえ、その適正化を強力に推進する。・・・また、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとして、地方公務員の給与の在り方の見直しに向けた取組を推進する。</p> <p>さらに、地方公務員の定員・給与等の状況の公表内容の充実を図り、議会や住民への情報公開を徹底する。</p> <p>8(2)イ地方公務員の人事制度については、地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体における改革を推進する。</p>
行政改革の重要方針	平成17年12月24日 閣議決定	<p>4(1)ア 地方公務員の純減目標 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)で要請した4.6%以上の・・・上積みが確保されるよう取り組む。</p> <p>4(1)イ 地方公務員給与 地方公務員の給与について、・・・地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、今回の国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底し、人事委員会機能の強化に取り組むとともに、給与情報等の情報公開等により住民自治を原動力として不適切な手当等の是正を徹底する。</p>
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日 閣議決定	<p>別紙( . 公務員人件費)地方公務員 地方公務員人件費については、・・・5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。</p>

### 3 政策評価の結果等

#### (1) 参考となる指標の状況

<ア 地方公共団体の人事制度改革の状況(検討状況を含む)>

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
任期付採用を 行っている団体数		91団体 (17年7月)	124団体 (18年4月)

<イ 定員管理・給与適正化>

地方公務員数の推移(職員数)

年	総数(人)		対前年 増減率 (%)
	職員数	対前年 増減数	
9	3,267,118	-7,363	-0.2
10	3,249,494	-17,624	-0.5
11	3,232,158	-17,336	-0.5
12	3,204,297	-27,861	-0.9
13	3,171,532	-32,765	-1.0
14	3,144,323	-27,209	-0.9
15	3,117,004	-27,319	-0.9
16	3,083,597	-33,407	-1.1
17	3,042,122	-41,475	-1.3
18	2,998,402	-43,720	-1.4

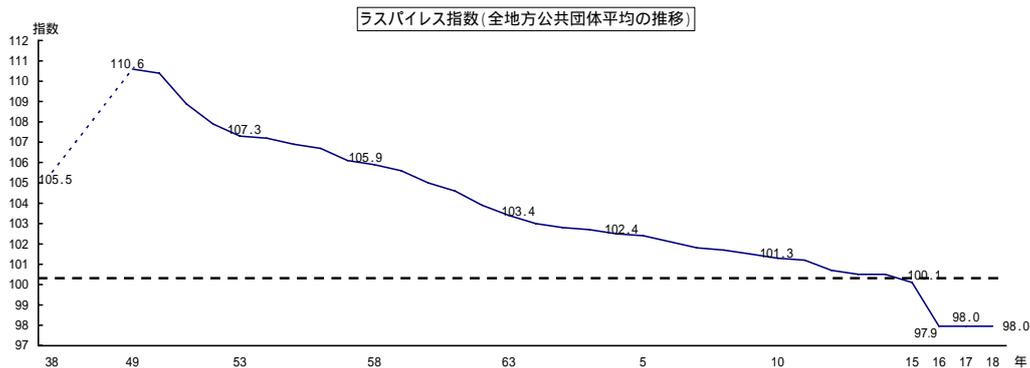
各年4月1日現在

給与情報等公表システムによる公表状況

	平成17年度	平成18年度
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)
政令指定都市	14団体(100%)	15団体(100%)
市区町村	1,557団体(85.1%)	1,712団体(94.5%)
合計	1,618団体(85.6%)	1,774団体(94.7%)

「市区町村」欄は、指定都市を除く。

ラスパイレース指数の状況



<ウ 人材育成・人材確保>

人材育成基本方針の策定状況(平成18年4月1日現在)

(単位:団体数、%)

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)
未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)
合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)

「市区町村」欄は、指定都市を除く。

人材育成等アドバイザーの派遣状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
派遣回数	10	12	15
派遣団体数	9	12	15

台風来襲による職員応援のため開催が中止となった団体あり。(平成16年度1回1団体)

#### (2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

#### (3) 目標の達成状況の分析

##### ア 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

能力・実績重視の人事制度の確立や任用・勤務形態の多様化について、総務省が情報提供を行

った結果、平成18年4月1日現在で124団体が任期付採用を行っている。これは、平成17年7月1日の91団体から33団体増加しており、有効性が認められる。

能力・実績重視の人事制度の確立については、国家公務員制度改革を踏まえた地方公務員制度改革について取り組む必要があるほか、任用・勤務形態の多様化についても、地方公共団体への普及のため、今後さらに一層の情報提供を行う必要がある。

一方、能力・実績重視の人事制度の確立については、国家公務員制度改革を踏まえた地方公務員制度改革について取り組む必要があるほか、任用・勤務形態の多様化についても、地方公共団体への普及のため、今後さらに一層の情報提供を行う必要がある。

## イ 地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進等

地方公務員の総数について、平成18年は対前年で4万3,720人減少し、過去最大の純減となっている。また、給与については、平成18年のラスパイレズ指数が全地方公共団体の平均で98.0と、3年連続して国の給与水準(100)を下回っている。この指標から地方公共団体における行政改革が着実に推進していることが把握でき、総務省の諸施策の有効性が把握できる。

また、定員・給与の公表については、平成18年3月から運用開始している「地方公共団体給与情報等公表システム」における実施率が平成17年度末の85.6%から平成18年度末時点には94.7%に上昇し、9割を超える団体で定員・給与の公表を実施しており、地方公務員の給与や定員管理の透明性を高めているという点において有効性が認められる。また、このシステムは、個々の団体が給与・定員管理の情報をホームページで公表し、それを総務省のホームページとリンクさせているため、従来よりも各団体間の比較・分析が容易となり、総務省が各団体の情報を集めて公表するよりも費用対効果が高く、経費も必要最小限であることから、効率性が認められる。

今後、定員については、「地方行革新指針」を踏まえ、引き続き、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、年度毎の達成状況を検証するなどして、一層の取組を進める必要がある。給与についても、地域民間給与水準のよりの確な反映等に向け、給与構造見直しの着実な推進、人事委員会の機能発揮への取組等が必要である。

## ウ 地方行政を担う人材の育成・確保

平成18年4月1日現在の地方公共団体における人材育成基本方針の策定率は、平成17年4月1日時点の41.6%から14.6ポイント上昇し、56.2%となっている。求められる職員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、分権型社会にふさわしい地方公務員の適正な人事管理の推進に有効であった。今後、さらなる同指針の策定率の向上に向け、同方針策定にあたっての助言等を行う等の取り組みが必要である。

また、人材育成等アドバイザー制度については、平成18年度の派遣団体数が、平成17年度の12団体から15団体に3団体増加している。団体が抱える人事管理・人材育成上の個別課題等に関し、民間有識者である人材育成等アドバイザーによる効果的な助言を行った。人材育成と関連した能力・実績を重視した人事評価制度の導入検討など、地方公共団体からの派遣要請は高まっており、引き続きこうした具体的支援を実施していく必要がある。

#### 4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性		
能力・実績重視の人事制度の確立、任用・勤務形態の多様化の取組の支援	予算要求	-	
	制度改正		地方公務員法の改正等
	事務改善等		人事制度の確立に向けた情報提供の一層の推進等
「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」の報告書を踏まえた、地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための施策の推進。 集中改革プランに基づく定員・給与の適正化の一層の推進。 給与情報等公表システムを活用した給与情報の積極的な開示・公表の徹底	予算要求	-	
	制度改正		地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための制度整備の検討
	事務改善等		集中改革プランに基づく定員の純減や給与の適正化等について一層の助言等を実施
引き続き、人材育成基本方針未策定団体に対する策定への助言など、各地方公共団体において人材育成方策が向上するよう支援することが必要	予算要求	-	
	制度改正		現行制度の継続
	事務改善等		各種ヒアリング、会議等の場で一層の要請を実施

#### 5 学識経験を有する者の知見の活用等

##### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」(座長：塩野宏東京大学名誉教授、平成16年度～17年度 20回開催)において、分権時代に対応するとともに地域の民間給与の状況をよりの確に反映するための地方公務員給与のあり方について検討し、平成18年3月に報告書を取りまとめたところであり、地域民間給与を的確に反映するための制度整備等の検討や課題の把握等に活用した。

##### (2) 評価に使用した資料等

- ・ 地方公共団体における任期付採用制度の運用状況等、分権型新時代の地方公務員制度(平成15年12月25日)  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/031225\\_13\\_a.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/031225_13_a.pdf)
- ・ 地方公共団体における集中改革プランの公表に向けた取組状況(平成18年8月31日)  
[http://www.soumu.go.jp/iken/060828\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/iken/060828_1.html)
- ・ 地方公共団体定員管理調査、地方公務員給与の実態(平成18年12月26日)
- ・ 地方公共団体給与情報等公表システムによる定員・給与の公表  
<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/tei-in-kyuuyo.html>
- ・ 「地方自治・新時代における人材育成基本方針」(平成9年11月)  
<http://www.soumu.go.jp/news/971127.html>